

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

従業員への値引販売は給与それとも交際費？

Q：当社（衣料品メーカー）は、得意先から返品された流行おくれの商品を、年1回従業員に販売しています。この場合の販売価額は、得意先に対する販売価額の40%相当額（流行おくれとしての商品販売価額）ですが、流行おくれの商品でもあることから、原価以下の販売価額となっています。

この場合の値引額は給与に該当するのでしょうか、それとも交際費に該当するのでしょうか。

A：従業員に経済的利益を供与したことはなりませんので、給与等又は交際費等のいずれにも該当しません。

【解説】

まず、従業員に対する値引販売により、その従業員に対し、経済的利益を与えた場合ですが、その経済的利益は従業員に対して給与を支給したものとして取り扱われますので、交際費等には該当しません。

では、給与に該当するのということですが、従業員に対し商品を原価以下で販売した場合には、原則としてその販売による経済的利益については、給与所得として所得税が課されることになっています。

しかし、ご質問の場合、その値引販売をした商品は流行おくれとなった商品であり、かつ、流行おくれとしての商品販売価額であるため、経済的利益の供与はないものとして取り扱われるものと考えられます。

